

病院・診療所等の所有者・管理者のみなさまへ

平成 28 年 6 月から定期報告制度が変わります！！

多数の者が利用する用途及び一定規模以上の建築物、昇降機、一定の建築設備等については、その所有者・管理者が、有資格者に定期的に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁（※1）に報告すること（以下「定期報告」という。）が、建築基準法で義務づけられています。

これまで、地域の実情に応じて特定行政庁ごとに報告対象を定めていましたが、近年の建築物火災事故等を踏まえ重要なものは国が全国一律に定める法改正が行われました。

具体的には、避難上の安全確保等の観点から、①高齢者等の自力避難困難者が就寝用途で利用する施設が報告対象に加えられるとともに、②報告対象（※2）の施設に設けられた防火設備（防火戸等）について、定期報告（1年ごとを予定）が必要になりました。

なお、詳細は（一財）日本建築防災協会のホームページをご覧ください。

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_04.html

※1 建築主事を置く地方公共団体：兵庫県及び兵庫県以外の特定行政庁（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市）

※2 防火設備の対象建築物の範囲は、特定行政庁によって異なりますので、詳細は所管する特定行政庁にお問い合わせください。



Q 病院・診療所・助産施設・助産所に関しては、具体的に何が変わるの？

A これまでと大きく取扱いが変わるのは「防火設備」です。以下のいずれかに該当し、かつ、随時閉鎖式の防火戸等が設置されている場合は、新たに防火設備の定期報告が必要となります。

- ①各特定行政庁が定期報告対象に指定するもの
- ②床面積 200 m²以上のもの

Q 「随時閉鎖式の防火戸等」って？

A 普段は開いていて、火災時に発生する煙や熱を感知してから閉まる、防火戸や防火シャッターです。

Q 定期報告制度が変わるとすぐに報告しなければならないの？

A 最初の報告時期は、平成 31 年 5 月末までの間で各特定行政庁が定めることとなりますので、所管する特定行政庁にお問い合わせください。